海上の帆船	同右	同右	同右	同右	同右
切妻とリンゴ	同右	同右	同右	同右	同右
あくびをしているヒヒ	同右	同右	同右	同右	同右
キューガーデンの夕暮れ	同右	同右	同右	同右	同右
花の習作、木槿（むくげ）	同右	同右	同右	同右	同右
ボーデン湖、ウットヴィル	同右	同右	同右	同右	同右
妖精の木、コリントン	同右	同右	同右	同右	同右
マルトノマ滝、オレゴン州	同右	同右	同右	同右	同右
ロアサ科ブルメンバキア属	同右	同右	同右	同右	同右
修道士	同右	同右	同右	同右	同右
池、ヴィル＝ダヴレイ	同右	同右	同右	同右	同右
ロックウッド、タリータウン、ニューヨーク	同右	同右	同右	同右	同右
海辺の松の木	同右	同右	同右	同右	同右
水浴するタヒチの女	同右	同右	同右	同右	同右
浜辺の婦人たち	同右	同右	同右	同右	同右
ヴェルサイユ	同右	同右	同右	同右	同右
紋章のついた皿	同右	同右	同右	同右	同右
水面に映える陽光	同右	同右	同右	同右	同右

○厚生労働省告示第四百四十二号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十四年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を三千九百五十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額については、なお従前の例による。適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額についても、同様とする。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第四百四十三号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十四年八月から平成二十五年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、五〇六円	一二、九四四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇一一円	一二、九四四円